

令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、土地や家屋に固定資産税が課税されることはすでにご承知のところですが、**土地や家屋以外で事業の用に供されている機械、工具、器具及び備品等の資産（これらを総称して「償却資産」といいます。）**にも課税されます。資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在における資産について申告していただく必要があります。

つきましては、以下の説明事項をよくお読みいただき、別紙申告書等を作成のうえ、必ず期限内にご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限	令和 8 年 2 月 2 日（月）
※できるだけ 1 月 20 日（火） までにご提出くださいますようお願いいたします。	
提出先	〒 673 - 0492 三木市上の丸町 10 番 30 号 三木市役所 税務課資産税係 （窓口でのご提出は吉川支所市民生活課でも受け付けております。）
問い合わせ先	電話（0794）82 - 2000（代表）内線 2323

※受付印を押した控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【目次】

I 償却資産とは	1 ページ
〈参考〉家屋と償却資産の区分の主な設備の例示	2 ページ
II 申告書の提出について	3 ページ
〈参考〉少額の減価償却資産の取扱いについて	4 ページ
III 償却資産申告書等の記入例	5 ページ
IV 償却資産の評価方法について	9 ページ
〈参考〉定率法による減価率と減価残存率	9 ページ
〈参考〉課税標準の特例の対象となる資産の例示	10 ページ
V その他	11 ページ

I 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

1 償却資産の種類別具体例

資産の種類		主な償却資産の例示	
1	構 築 物	ビニールハウス、フェンス、舗装路面（駐車場の舗装も含む）、広告塔、門、塀、緑化施設、庭園、橋、井戸、煙突、焼却炉、貯水池、軌道等	
		建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、テナント内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備、機械式駐車場設備、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械の大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル等の自走式作業用機械設備）〈分類番号 0、00 ～ 09 及び 000 ～ 099〉、クリーニング設備、洗車業用設備、食品・印刷・化学製品の製造用設備等	
3	船 舶	一般船舶、漁船、モーターボート等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	建設機械以外の大型特殊自動車（大型の農耕トラクタやコンバイン等）〈分類番号 9、90 ～ 99 及び 900 ～ 999〉、各種運搬具等	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、切削工具、理美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ器具、農機具、事務机、ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房用機器、冷蔵庫、金庫、看板、ネオンサイン、自動販売機、パソコン、プリンター等	

2 建物附属設備・特定付帯設備の取扱いについて

（１）家屋と設備等の所有者が同じ場合（建物附属設備）

（詳細は次ページの〈参考〉をご覧ください）

ア 家屋として取り扱う設備

- 家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。
（例）電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等

イ 償却資産として取り扱う設備

- ① 構造的に簡単に取り外しができ、別の場所に自在に移動できるもの。
（例）ローパーティション（簡易間仕切り）、陳列棚等
- ② 屋外に設置されている設備。
（例）電気の屋外配線、給排水の屋外配管、ガスの屋外供給配管、屋外照明設備等
- ③ 独立した機械としての性格の強い設備。
（例）受変電設備、自家用発電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置等
- ④ 特定の生産用又は業務用の設備。
（例）工場における機械の動力配線設備、顧客用の厨房設備、広告用看板等

（２）家屋と設備等の所有者が異なる場合（特定付帯設備）

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。取り付けた方が償却資産として申告してください。

〈参考〉家屋と償却資産の区分の主な設備の例示（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電 気 設 備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	中央監視設備	設備一式		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		○
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		それ以外の設備（エレベーター・空調設備用等）	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	
	L A N設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	監視カメラ （I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		○
		配管・配線等	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの）、 中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○	
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○
		それ以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
そ の 他	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダム ウェーター）等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨 店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備（給湯室のミニキッチン等）	○	
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、 機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処 理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○
	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）		○

Ⅱ 申告書の提出について

1 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、三木市内で事業を営まれている方です。償却資産を所有されていない場合や、廃業・解散・移転等で市内での事業を廃止された場合でも同様に申告してください。

※ 所有権留保付売買資産については、原則として買主が申告してください。

※ 償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、連名で申告してください。また、「18備考」欄に共有構成員の住所・氏名・生年月日を記入し、顔写真がついた公的な証明書（運転免許証等）を添付してください。

リース資産について

所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

2 提出書類（提出データ）

申告していただく方	提出書類・様式			
	償却資産申告書	種類別明細書		添付書類 (該当者のみ)
		増加・全資産用 緑	減少資産用 赤	
	第26号様式	別表1	別表2	
 初めての申告	○	○（全資産）		・ 本人確認資料 (個人のみ) ・ 償却資産に係る 課税標準の特例 適用申請書 等
該当資産がない	○*1			
資産の増減がない	○*2			
増加した資産がある	○	○（増加資産）		
申告もれの資産がある	○*3	○（増加資産）*5		
減少した資産がある	○		○	
市内での事業をやめた	○*4		○	
自社電算により申告	○	○（全資産）*6		

*1 申告書の右下にある「18備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。

*2 申告書の右下にある「18備考」欄に「増減なし」と記入してください。

*3 申告書の右下にある「18備考」欄に申告もれの資産がある旨、記載してください。

*4 申告書の右下にある「18備考」欄に事業をやめられた日付とその事由を記入してください。

*5 対象資産について、明細書の右端にある「摘要」欄に「申告もれ」の記載をお願いします。

*6 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率及び課税標準額を記載してください。

電子申告について

三木市では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告の受付を行っています。詳しくは「eLTAX」のページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※ 電話でのお問い合わせは eLTAX ヘルプデスクまで（0570-081459）

3 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (4) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
- (6) 遊休・未稼働であっても、事業の用に供することができる資産
- (7) 他の事業者に貸し付けている資産（いわゆるリース資産）
- (8) 割賦購入資産で割賦金を完済していない場合でも、既に事業の用に供している資産
- (9) 清算中の法人が清算事務のために使用、又は他の事業所に貸し付けている資産
- (10) 従業員の福利厚生のために供されている資産
- (11) 観賞用・興行用の牛、馬、果樹その他の生物

4 申告の対象とならない資産

- (1) 固定資産税（土地・家屋）の課税対象となるもの
- (2) 自動車税（種別割）または軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの
- (3) 無形減価償却資産（営業権、電話加入権、特許権、ソフトウェアなど）
- (4) 繰延資産（開業費など）
- (5) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (6) 法人税法・所得税法の規定による少額資産（詳細は以下の〈参考〉をご覧ください）

〈参考〉少額の減価償却資産の取扱いについて

個別に減価償却しているもの			
30万未満	中小企業等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8 ほか)		
20万未満		3年間で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項)	リース資産(20万円未満) (法人税法第64条の2第1項、 所得税法第67条の2第1項に 規定するもの)
10万未満	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)		

※ は申告対象 は申告対象外

ご注意ください

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び三木市税条例第72条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

Ⅲ 償却資産申告書等の記入例

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式（提出用）

令和 8 年 1 月 20 日		令和 8 年度		※ 所 有 者 コ ー ド	
受付印		三 木 市 長 様		償却資産申告書(償却資産課税台帳)	
1 住所 (又は納税通知書送達先)	郵便番号 6 7 3 0 4 9 2 兵 庫 県 三 木 市 上ノ丸町 10番30号 (電話 0794-82-2000)	3 個人番号 又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	三木償却 株式会社 代表取締役 三 木 太 郎	4 事業種目 (資本金等の額)	〇〇業 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
		5 事業開始年月	昭和30年 6月 (決算期: 7月)	10 非課税該当資産	有・無
		6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	⑥ 経理係 三木次郎 (電話 0794-82-2000)	11 課税標準の特例	有・無
		7 税理士等の 氏名	⑦ 三木市本町2丁目2-10 三木三郎 (電話 0794-82-2001)	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
				14 青色申告	有・無
資産の種類	前年までに取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 (事業所用家屋 の所有区分)
1 構築物	7 568 000		4 045 500	11 613 500	⑮ ①三木市上の丸町1-1 (自己所有) 借家
2 機械及び 装置	31 700 400	6 400 400	39 073 500	64 373 500	② (自己所有) 借家
3 船 舶					③ (自己所有) 借家
4 航空機					
5 車両及び 運搬具	3 690 000			3 690 000	16 借用資産 (リース資産) (有・無)
6 工具、器具 及び備品	1 708 000	740 000	1 250 000	2 218 000	貸主の名称等 ⑯ 上の丸リース(株)
7 合 計	44 666 400	7 140 400	44 369 000	81 895 000	17 事業所用家屋の所有区分 ⑰ (自己所有)・借家
資産の種類	※ 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)	18 備考 (添付書類等)	
1 構築物					
2 機械及び 装置					
3 船 舶					
4 航空機					
5 車両及び 運搬具					
6 工具、器具 及び備品					
7 合 計					

※三木市処理欄（記載する必要はありません）

欄	記入のしかた・留意事項
①住所（又は納税通知書送達先）	住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。住所の記載に誤りがあれば訂正してください。
②氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	氏名を記入し、ふりがなを付してください。屋号があれば記入してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。氏名（法人にあってはその名称）の記載に誤りがあれば、訂正してください。
③個人番号 又は法人番号	個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載してください。 ◎個人番号（マイナンバー）が確認できる書類として次のいずれかが必要です。 1. 個人番号（マイナンバー）カードまたはその写し 2. 番号通知カードと運転免許証（又は顔写真入りの公的な証明書） 3. 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写しと運転免許証（又は顔写真入りの公的な証明書）
④事業種目 （資本金等の額）	事業の種目を具体的に記入してください（例：ミシン製造業、自動車販売業等）。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の額も記入してください。
⑤事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。決算月も記載してください。
⑥この申告に 応答する者の 係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

欄		記入のしかた・留意事項
⑦	税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。
⑧	短縮耐用年数の承認	国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 ※「有」に該当する場合は、国税局長の承認通知書の写しを添付してください。
⑨	増加償却の届出	税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 ※「有」に該当する場合は、税務署長への届出書の写しを添付してください。
⑩	非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。 ※「有」に該当する場合は、それを証明する関係書類と「非課税申告書」を提出してください。
⑪	課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 ※「有」に該当する場合は、「課税標準の特例適用申請書」及びその関係書類を提出してください。
⑫	特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。
⑬	税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。
⑭	青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。
⑮	市（区）町村内における事業所等資産の所在地	市内における事業所等資産の所在地を記入してください。また、2カ所以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。 ※事業所等資産の所在地が1カ所だけで「1住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、記入の必要はありません。
⑯	借用資産（リース資産）	借用資産（リース資産）の有無について該当する方を○で囲んでください。 ※「有」に該当する場合は、貸主の名称等を記載し、リース契約書の写しを添付してください。
⑰	事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
⑱	備考（添付書類等）	前年中に資産の異動がなかった場合は「増減なし」、申告すべき資産がない場合は「該当資産なし」と記入してください。また、必要に応じて以下の事項について記入してください。 ・廃業・休業・解散・移転等の異動事由とその年月日等 ・合併年月日と被合併法人名やその所在地等 ・相続した日と被相続人名や住所、生年月日等 ・資産の所在地変更（旧所在地） ・前年に申告すべき資産や修正がある資産等がある場合、その内容 ・各種承認・届出、非課税、課税標準の特例等がある場合、その添付書類について ・その他当該申告について参考となる事項
取得価額	⑲ 前年前に取得したもの(イ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載しています。 ※この額は前年度の申告書の（二）の欄の額と同じです。
	⑳ 前年中に減少したもの(ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 ※この欄の合計額は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。
	㉑ 前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
	㉒ 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	((イ)前年前に取得したもの) - ((ロ)前年中に減少したもの) + ((ハ)前年中に取得したもの) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
㉓	評価額(ホ)	記入の必要はありません。 ただし、自社電算により申告される方は記入してください。
㉔	決定価格(ヘ)	
㉕	課税標準(ト)	

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

① 令和 8 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 所 有 者 コー ド		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所 有 者 名		2 枚のうち		
												三 木 償 却 (株)		2 枚 目		
行 番 号	※ 資 産 の 種 類 ③④	資 産 コー ド ⑤	資 産 の 名 称 等 ⑥	数 量 ⑦	取 得 年 月 ⑧			(イ) 取 得 価 額 ⑨	※ 耐 用 年 数 ⑩	※ 減 価 残 存 率 ⑪	(ハ) 価 額 ⑫	※ 課 税 標 準 の 特 例 ⑬	課 税 標 準 額 ⑭	増 加 事 由 ⑮	摘 要 ⑯	
					年 号	年	月									十 億 円
01	1		フェンス	1	5	04	03	1,570,500	10	0					1・2 3・4	増 加 事 由
02	1		舗装路面	1	5	07	04	2,475,000	10	0					1・2 3・4	増 加 事 由
03	2		クレーン 20T	1	4	30	06	25,633,500	06	0					1・2 3・4	増 加 事 由
04	2		太陽光発電設備一式	1	5	04	03	13,440,000	17	0					1・2 3・4	増 加 事 由
05	6		コピー機	1	5	07	05	300,000	05	0					1・2 3・4	増 加 事 由
06	6		パソコン	1	5	07	05	950,000	04	0					1・2 3・4	増 加 事 由
07										0					1・2 3・4	増 加 事 由
18										0					1・2 3・4	増 加 事 由
小 計								44,369,000							1・2 3・4	増 加 事 由

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

欄	記入のしかた・留意事項
① 令和 年度	申告の年度を記入してください。
② 所 有 者 名	氏名又は名称を記入してください。また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、複数枚にわたる場合は3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。
③ 資産の種類	資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。 「1. 構築物」「2. 機械及び装置」「3. 船舶」「4. 航空機」 「5. 車両及び運搬具」「6. 工具、器具及び備品」
④ 資産コード	記入する必要はありません。
⑤ 資産の名称等	資産の名称及び規格等を左詰め、20マス以内で記入してください。
⑥ 数 量	資産の数量を記入してください。
⑦ 取 得 年 月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記入してください。なお、年号については、「3. 昭和」、「4. 平成」、「5. 令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。
⑧ 取 得 価 額(イ)	当該資産の取得価額を記入してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。
⑨ 耐 用 年 数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで（別表第3及び別表第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。 ※短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認申請の承認通知書」の写しを添付してください。
⑩ 減価残存率(ロ)	記入の必要はありません。 ただし、自社電算により申告される方は、記入してください。
⑪ 価 額 (ハ)	
⑫ 課税標準の特例(率・コード)	
⑬ 課 税 標 準 額	
⑭ 増 加 事 由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。 「1. 新品取得」「2. 中古品取得」「3. 移動による受入れ」「4. その他」
⑮ 摘 要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項 ②割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等 ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥前年に申告すべき資産については「申告もれ」の表示 ⑦その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

3 種類別明細書（減少資産用）

① 令和 8 年度		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		1枚のうち	
※ 所有者コード ※												② 三木償却株式会社		1枚目	
行 番 号	資産 の 種 類 ③	抹 消 コ ー ド ④	資 産 の 名 称 等 ⑤		数 量 ⑥	取 得 年 月 ⑦ 年 月		取 得 価 額 ⑧ 千円 百円 十円 円		耐 用 年 数 ⑨	申 告 年 度 ⑩	減 少 の 事 由 及 び 区 分 ⑪ 1 売却 2 減失 3 移動 4 その他 1 全部 2 一部		摘 要 ⑫	
01	2	00002010	油圧ショベル		1	4	11	01	6,400,400	0.6		①・2・3・4 ①・2			
02	6	00006007	エアコン		1	4	09	07	200,000	0.6		1・②・3・4 1・②		取得価額 600,000円(数量3)のうち 200,000円(数量1)分減少	
03	6	00006008	応接セット		1	4	09	10	540,000	0.8		1・②・3・4 ①・2			
04												1・2・3・4 1・2			
18												1・2・3・4 1・2			
小 計									7,140,400						

欄	記入のしかた・留意事項
① 令和 年度	申告の年度を記入してください。
② 所 有 者 名	氏名又は名称を記入してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について、複数枚にわたる場合は3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。
③ 資産の種類	資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。 「1. 構築物」「2. 機械及び装置」 「3. 船舶」「4. 航空機」 「5. 車両及び運搬具」「6. 工具、器具及び備品」
④ 抹 消 コー ド	同封の「種類別明細書（増加資産・全資産用）」既プリント分の 資産コード欄から数字 を転記してください。
⑤ 資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記入してください。
⑥ 数 量	前年中に減少した資産の数量を記入してください。
⑦ 取 得 年 月 (年号、年、月)	前年中に減少した資産を取得した年月を記入してください。 なお、年号については、「3. 昭和」、「4. 平成」、「5. 令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。
⑧ 取 得 価 額	前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
⑨ 耐 用 年 数	前年中に減少した資産の耐用年数を記入してください。
⑩ 申 告 年 度	記入の必要はありません。
⑪ 減 少 の 事 由 及 び 区 分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。
⑫ 摘 要	①当該資産が減少した事由について、「1. 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2. 減失」にあつてはその減失の理由等を、「3. 移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を、「4. その他」にあつてはその減少の事由等を記入してください。 ②減少の区分が「一部」に該当する場合には、次の例のように記入してください。 ＜例＞取得価額60万円（数量3）のうち20万円（数量1）分減少 ③その他該当資産が減少したことについて必要な事項を記入してください。

また、前年の申告内容から訂正がある場合は、同封された印字済みの種類別明細書を使用し、以下のように訂正のうえ摘要欄に“訂正”と記入してください。

令和 8 年度		種類別明細書（増減資産・全資産用）										所有者氏名		1枚のうち		
* 所有者コード 個人番号又は法人番号 *												三木償却 株式会社		1枚目		
行 番 号	資産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等		数 量	取 得 年 月 年 月		取 得 価 額 (イ) 千円 百円 十円 円		耐 用 年 数	減 価 残 存 率 (ロ)	価 額 (ハ)	課 税 標 準 の 特 例 率 コード	課 税 標 準 額	異 動 事 由	摘 要
01	6	00006081	ノートパソコン		1	日	21	03	140,000	4	0.562	8,500		8,500	1・2 3・4	訂正
			デスクトップパソコン						170,000							

Ⅳ 償却資産の評価方法について

1 評価額の算出方法

申告された資産は、取得年月、取得価額及び耐用年数に応じて、次のとおり1件ずつ評価額を求めます。なお、**計算した評価額が取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%相当額**となります。

(1) 前年中に取得のもの

$$\text{取得価額} \times (1 - r / 2) = \text{評価額}$$

(初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。)

(2) 前年前に取得したもの

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}$$

※ r : 耐用年数に応ずる減価率

<参考> 定率法による減価率と減価残存率

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

2 課税標準額および税額

前記1の方法で計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（百円未満切捨て）を計算します。

$$\begin{array}{ccccc} \text{税} & \text{額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税} & \text{率} \\ (100 \text{ 円未満切捨て}) & & & (1,000 \text{ 円未満切捨て}) & & (1.4/100) \end{array}$$

3 免税点

償却資産の場合、課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。ただし、**150万円未満の場合でも申告は必要ですので、必ず申告してください。**

4 固定資産税の軽減措置

(1) 課税標準の特例

地方税法に規定する一定の要件を満たした資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。**該当する資産を所有されている方は、「課税標準の特例適用申請書」及び関係書類を提出してください。**

＜参考＞ 課税標準の特例の対象となる資産の例示（一部抜粋）（令和7年8月現在）

特例対象資産		地方税法	特例率	添付書類
汚水又は廃液の処理施設		第2項第1号	1 / 3	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
下水道除害施設		第2項第5号	4 / 5	除害施設新設等届出書の写し・仕様書等
太陽光発電設備	1千kw未満	第25項第1号	2 / 3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
	1千kw以上	第25項第3号	3 / 4	
バイオマス発電設備	1万kw以上 2万kw未満	第25項第1号	2 / 3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
	1万kw未満	第25項第4号	1 / 2	

※ は取得後3年度分が対象。

また、中小企業等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備等について、地方税法附則第15条第43項の規定により特例の対象となります。

賃上げ表明	設備の取得時期	適用期間	特例率	添付書類
なし	令和5年4月1日から 令和7年3月31日	3年間	1 / 2	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・認定経営革新等支援機構による事前確認書の写し ・認定経営革新等支援機構が発行する投資計画に関する確認書の写し 〈リース資産の場合〉 ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減計画書の写し 〈賃上げ方針を表明している場合〉 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
あり (1.5%以上)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日	4年間	1 / 3	
あり (1.5%以上)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日	3年間	1 / 2	
あり (3%以上)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日	5年間	1 / 4	

(2) 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する資産については、非課税となります。**該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類と「非課税申告書」を提出してください。**

V その他

1 国税（法人税・所得税）との比較

国税（法人税・所得税）と固定資産税（償却資産）では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。以下は主な項目の比較表です。

項 目	法人税・所得税	固定資産税（償却資産）
償 却 計 算 の 期 間	法人：事業年度/個人：暦年	暦 年（賦 課 期 日 制 度）
減 価 償 却 の 方 法	建物以外の一般の資産は 定率法・定額法の選択制度	定 率 法
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半 年 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増 加 償 却 （法人税、所得税）	認められます	認 め ら れ ま す ^{*1}
陳 腐 化 償 却 （耐用年数の短縮）	認められます	認 め ら れ ま す ^{*2}
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）	取 得 価 額 の 5 %
改 良 費	原則区分評価	区 分 評 価

*1 対象資産を申告する際は、税務署長への届出書の写しを添付してください。

*2 対象資産を申告する際は、国税局長の承認通知書の写しを添付してください。

2 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び同法第 408 条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。その際にご協力くださいますようお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがありますのでご注意ください。

3 国税資料の閲覧について

三木市では地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税法又は法人税に関する書類の閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、三木市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

4 過年度への遡及について

調査による申告内容の修正や、資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、地方税法第 17 条の 5 及び同法第 368 条第 1 項の規定に基づき、その年度だけでなく過去 5 年度分（偽りその他不正行為等により税額を免れた場合は過去 7 年度分）を遡って課税します。

なお、過年度分について、追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますのでご注意ください。